

物品調達等及び委託役務契約における契約保証に関する事務処理要領

平成26年4月1日制定
平成29年1月1日改正
平成29年4月1日改正
令和6年6月5日改正
令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 本市の物品調達等及び委託役務の契約（東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号）第1条に規定する物品調達等及び委託役務の契約をいう。以下「物品・委託役務契約」という。）における契約の保証については、契約の履行を確保することを目的とし、公正、迅速な執行を図るため、契約保証に関する事務取扱いについて必要な事項を定める。

(物品・委託役務契約における契約の保証)

第2条 物品・委託役務契約の締結に当たり、契約の相手方に対し、契約金額の一定率以上の金額の契約の保証が付されていることを確認した上で契約を締結するものとする。

2 契約の保証については、契約金額（長期継続契約を締結する場合は、1年当たりの契約金額。以下同じ。）の100分の10以上の金銭的保証を原則とし、物品・委託役務契約に基づく契約解除に伴う違約金の支払いを目的とするものとする。

3 物品・委託役務契約の相手方が決定されたときは、契約の相手方に対し、物品・委託役務契約の契約保証に関する確認書（別記様式第1号）により、契約保証金の確認を行うものとする。

(契約保証の種類等)

第3条 契約保証は、次の各号に定めるもののうちから落札者が一つを選択するものとする。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（利付国債に限る。）保管証書の提供
- (3) 金融機関等の保証証書の提出
- (4) 損害保険会社の履行保証保険証券（以下「履行保証保険証券」という。）の提出

2 契約保証金は、落札決定日から起算して5日以内（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に納付するものとする。ただし、東広島市議会の議決を要する契約の場合の納付期限は、議決の日までとする。

- 3 落札者は、選択した契約保証に係る書類を落札決定日から起算して5日以内（休日を除く。）に契約担当課に提出するものとする。ただし、東広島市議会の議決を要する契約の場合の提出期限は、議決の日までとする。
- 4 落札者は、前項の規定による提出（第1項第1号及び第2号に係るものを除く。）に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、当該金融機関等が定め、市長が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は、当該契約保証に係る書類を提出したものとみなす。
- 5 前項及び東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第10条の2（同規則第36条の2において準用する場合を含む。）の規定により市長が認めた措置は、次に掲げるものとする。

(1) 電子証書等閲覧サービス（電子証書等（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された証書又は証券をいう。）を、電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するため、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、金融機関等が指定するものをいう。）による措置 落札者が、電子証書等閲覧サービスに送信した電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の契約番号に関連付けられた暗証番号をいう。）を契約担当課に提供すること。

(2) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）による措置 落札者又は損害保険会社が、損害保険会社が発行したPDF形式の電子証書等を、電子メールを用いて契約担当課に送信すること。

（受注者の債務不履行による契約解除時の取扱い）

第4条 受注者の債務不履行が生じた場合は、物品・委託役務契約の解除の手続を行い、それに伴う違約金の請求等の手続を次の各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 契約保証金の納付は、違約金に充当する。
- (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供は、違約金に充当する。
- (3) 金融機関等の保証証書及び履行保証保険証券は、違約金の金額を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式第2号）及び解除通知の写しを金融機関等に提出するものとする。

（納入・給付完了時の扱い）

第5条 物品・委託役務の納入又は給付が完了（当該完了の検査の終了を含む。）し、受注者から目的物の引渡し等を受けたときは、手続きを次の各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 契約保証金の納付及び契約保証金に代わる担保として有価証券の提供があった場合は、受注者に対し契約代金額の支払請求書とともに歳入歳出外現金返還請求書（保管有価証券返還請求書）（別記様式第3号又は別記様式第3号の2）の提出を求めるものとする。
- (2) 金融機関等の保証証書の提出の場合は、保証書の受領書（別記様式第4号）を提出させ、保証書を受注者を經由して金融機関等へ返還し、市は受領書を保管するものとする。
- (3) 履行保証保険証書の提出があった場合は、履行保証保険証券を返還せずに保管するものとする。

（契約金額の増額及び減額変更時の取扱い）

第6条 契約金額の増額変更を行おうとするときで、契約保証金の金額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、受注者に対して契約保証金の金額を変更後の契約金額の100分の10以上になるよう増額変更を求め、保証の増額変更がなされたことを確認の上で、契約金額の変更契約の締結を行うものとする。

2 金融機関等の保証等の増額変更については、保証契約変更契約書、又は異動承認書により確認するものとする。

3 契約金額の減額変更を行おうとするときで、受注者から契約保証金等の金額を変更後の受注代金額の100分の10以上が確保される範囲内で減額申請があり、かつ、特段の事情がないときは、受注者の要求する額まで減額変更するものとする。

（納入期限・履行期間の変更時の取扱い）

第7条 納入期限又は履行期間の延長を行おうとする場合は、保証期間が変更後の期間を含まないときは、保証期間を変更後の期間を含むように延長変更するものとする。

2 納入期限又は履行期間の短縮を行おうとする場合は、受注者から保証期間を変更後の期間を含む範囲内で短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の期間を含む範囲内で短縮変更するものとする。

（履行実績による免除）

第8条 東広島市契約規則第34条第1項第3号に該当する場合は、契約保証を免除することができる。

2 前項の場合における「規模を同等以上とする契約」とは、契約締結しようとする契約に係る契約金額の8割以上の契約とする。ただし、単価契約を締結する場合、長期継続契約を締

結する場合その他契約の性質又は目的により、やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 受注者は、国又は他の地方公共団体の履行実績により契約保証の免除を申し出る場合は、契約履行実績証明書を落札決定日から起算して5日以内（休日を除く。）に契約担当課に提出するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、その他の必要な事項は市長が別に定める。

（入札説明時における取扱い）

第9条 入札説明において、契約保証金の有無に関する事項を明示するものとする。

（電子化に対応する措置の準用）

第10条 第3条第4項及び第5項の規定は、前払金の保証（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社が行う同条第2項の前払金の保証をいう。）について準用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第4項及び第5項並びに第10条の規定は、この要領の施行の日以後にした一般競争入札の公告、指名競争入札の指名の通知及び随意契約の見積書の徴取の通知に係る契約について適用し、同日前にした一般競争入札の公告、指名競争入札の指名の通知及び随意契約の見積書の徴取の通知に係る契約については、なお従前の例による。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第2号（第4条関係）

保証金（保険金）請求書

年 月 日

（損害保険会社又は金融機関等会社名）

様

東 広 島 市 長 印

受注者 と締結した次の物品・委託役務契約を解除しましたので、保証金（保険金）の支払いを請求します。

なお、別途、納入通知書を送付しますので、支払いの時期及び方法については、それに従ってください。

物品・委託役務の名称	
発注者	東 広 島 市 物品・委託役務担当課名
受注者	所在地 名称 代表者名
契約解除の日	年 月 日
保証証書 （保険証券）番号	
保証金（保険金） 請求額	金 円
請求の原因	〇〇〇〇〇〇契約書第 条 第 項による違約金の請求

※ 添付書類

契約書（変更契約書）の写し・契約解除通知の写し・保証証書（保険証券）の写し

歳入歳出外現金返還請求書
(保管有価証券返還請求書)

年 月 日

東広島市長 様

所在地

名 称

代表者

印

年 月 日付けで契約を締結した次の物品・委託役務について給付を完了しましたので、契約保証金（有価証券）の返還を請求します。

1 物品・委託役務の名称

2 保証の種類 契約保証金 金 円

有価証券 種類
額面 金 円

3 添付書類 保管証書の写し（有価証券の場合）

4 返還口座（現金返還請求の場合）

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
預金種目及び口座番号	普通・当座	No.
フリガナ		
口座名義		

※ 現金返還は原則口座払いとし、返還口座は契約代金請求口座と同一とすること。

歳入歳出外現金返還請求書
(保管有価証券返還請求書)

年 月 日

東広島市長 様

所在地

名称

代表者

年 月 日付けで契約を締結した次の物品・委託役務について給付を完了しましたので、契約保証金（有価証券）の返還を請求します。

1 物品・委託役務の名称

- 2 保証の種類 契約保証金 金 円
 有価証券 種類
額面 金 円

3 添付書類 保管証書の写し（有価証券の場合）

4 返還口座（現金返還請求の場合）

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
預金種目及び口座番号	普通・当座	No.
フリガナ		
口座名義		

※ 現金返還は原則口座払いとし、返還口座は契約代金請求口座と同一とすること。

発行責任者及び担当者
発行責任者（所属・職・氏名）：
電話番号：（ ） ー
担当者（所属・職・氏名）：
電話番号：（ ） ー

※ 請求者の押印を省略する場合は、必ず記載すること。

受 領 書

年 月 日

東広島市長 様

所在地

名 称

代表者

印

代理人（職・氏名）

次の物品・委託役務契約に係る契約の保証書を確かに受領いたしました。

1 物品・委託役務の名称

2 保証人名
（金融機関名）

3 保証証書番号
